

## 第17号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

福岡県から市に譲渡された公園用地を竹ノ本第1公園として適正な管理を図ること、大土居公園の多目的広場を有料公園施設として位置付けること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

別表第1中

「

|      |              |
|------|--------------|
| 弥生公園 | 春日市弥生2丁目63番地 |
|------|--------------|

」

を

「

|         |              |
|---------|--------------|
| 弥生公園    | 春日市弥生2丁目63番地 |
| 竹ノ本第1公園 | 春日市弥生6丁目7番地  |

」

に改める。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4

有料公園施設使用料(1時間当たり)

| 施設名                     | 使用料金   |
|-------------------------|--------|
| 若葉台中央公園テニスコート(1面当たり)    | 440円   |
| 白水大池公園多目的広場             | 1,650円 |
| 白水大池公園管理棟会議室1又は2(1室当たり) | 220円   |
| 位瀬公園多目的広場               | 1,100円 |

別表第4備考3中「及び照明料金(以下「使用料金等」という。)」を削り、同表備考4中「使用料金等」を「使用料金」に改める。

第2条 春日市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を削る。

第4条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

別表第2中

「

|      |       |
|------|-------|
| 位瀬公園 | 多目的広場 |
|------|-------|

」

を

「

|       |       |
|-------|-------|
| 位瀬公園  | 多目的広場 |
| 大土居公園 | 多目的広場 |

」

に改める。

別表第3中

「

|                        |            |        |      |
|------------------------|------------|--------|------|
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し | 1件につき      | 1時間につき | 220円 |
| 花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの | 1平方メートル当たり | 1日につき  | 16円  |

」

を

「

|                        |       |        |      |
|------------------------|-------|--------|------|
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し | 1件につき | 1時間につき | 220円 |
|------------------------|-------|--------|------|

」

に改める。

別表第4中

「

|           |        |
|-----------|--------|
| 位瀬公園多目的広場 | 1,100円 |
|-----------|--------|

」

を

「

|            |        |
|------------|--------|
| 位瀬公園多目的広場  | 1,100円 |
| 大土居公園多目的広場 | 1,100円 |

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の春日市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定は、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後の都市公園における行為について適用する。ただし、施行日前に第2条の規定による改正前の春日市都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項の規定による許可を受けた都市公園における行為については、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する都市公園における行為に係る都市公園の使用料については、なお従前の例による。